

令和8年度

三木市自発的活動支援事業 募集要項と申請のしおり



【受付期間】

令和8年6月1日（月）～令和8年9月30日（水）

土・日・祝日を除く 8：30～17：00

ただし、9月1日（火）以降は

土・日・祝日を除く 9：00～16：30

【申請受付・お問合せ先】

三木市 健康福祉部 障がい福祉課

TEL 0794-82-2000 FAX 0794-89-2449

三木市自発的活動支援事業 補助金について

障がい者及び障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう、障がい者等及びその家族への支援を自発的な活動として行う団体に対して補助金を交付します。

補助の対象となる活動事業内容について

以下の①から⑥までの6種類の活動があります。

- ①ピアサポート活動支援・・・障がい者等及びその家族が互いに悩みの共有又は情報交換のできる交流活動を行う事業



障がい者等の当事者や家族の集まりで、国や県、圏域等の上位団体（活動目的が同じ）に所属をしておらず市内で実施する団体活動

- ②災害対策活動支援・・・障がい者等を含めた地域における災害対策活動等を行う事業



障がい者等を含めた地域における災害対策活動等の知識習得などのための講演会、講習会等の実施や、障がい者の防災避難訓練等の実施など行う活動

- ③孤立防止活動支援・・・地域で障がい者等が孤立することがないように声掛けなどの見守り活動を行う事業



障がい者等が地域で孤立しないように声掛けや見守り活動等を目的とした活動

- ④社会活動支援・・・障がい者等が、仲間と話し合い、自分たちの自立のために社会へ働きかける活動又は障がい者等に対する社会復帰活動を行う事業



障がい者等が、自分たちの権利等に関して、社会に働きかけるボランティア等の活動及び、障がい者等の社会復帰に関する活動に対する情報提供や普及・啓発活動など

- ⑤ボランティア活動支援・・・障がい者等に対するボランティアの養成や活動を行う事業



障がい者等に対するボランティアの養成などを行う活動（なお、企業や福祉施設などが企画した催しの手伝いや参加、運営補助などは対象外）

- ⑥理解促進啓発研修 . . . 障がい及び障がい者等に対する
(心のバリアフリー推進) 理解を深めるため、地域住民等
への啓発及び研修を行う事業



障がい者等に対する理解を深めるため、地域住民等に向けた講演会、講習会、各種イベント開催、啓発資料作成等を行う活動

活動事業内容の注意点



事業によって活動条件・規定を満たす必要があります。

①～⑥の事業

・活動条件は月に1回以上とします。なお、団体の運営に関する活動は含みません。

①の事業

・事業の参加者は、5人以上かつ過半数が市内在住の者であること。(団体構成員含む)
また、団体構成員・参加者は、障がい者等もしくは、その家族が8割以上とする。

②の事業

・事業への参加者のうち、市内の障がい者等が2人以上参加する避難訓練を行うものとする。

③、④、⑤の事業

・事業の参加者は、支援を受ける障がい者等が5人以上かつ過半数以上が市内在住の障がい者等であること。

⑥の事業

・事業の参加者は、団体構成員とは別に市内在住の者5人以上の参加が必要とする。
・活動の内容が、「趣味の活動(練習、発表)」や「食事、旅行等が主な目的」、「他の団体等が主催する事業等への参加や特定の人への訪問、団体・施設等への支援」等の事業は補助対象事業とはなりません。

補助の対象となる団体



次のすべての要件を満たす団体

- ①三木市を拠点として活動をしている団体
- ②自発的な活動を運営する構成員が5人以上でその過半数以上が三木市に住所を有していること
- ③団体の会則又は規約があり、構成員から会費又は参加費を徴収している団体

補助の対象とならない団体



次のどれかに該当する団体は対象となりません

- ①政治活動、宗教的活動又は営利活動を主たる目的とする団体
- ②暴力団員などとのかかわりがあると認められる、又は公序良俗に違反する団体
- ③団体の運営に対して市から別の補助金等を受けている団体や、補助対象事業と同じ活動事業内容に対する補助金の交付を直接または間接的に受けている団体
- ④ピアサポート事業を行う団体については国や県、圏域等にある上部団体(当事者団体・家族会)などの活動目的が同じ団体・組織に所属している団体

補助金について

補助の対象となる経費の総額 50,000円 以内

※1団体で補助対象となる活動事業は1事業のみとします。



補助対象となる経費について

費目	対象となる経費の例	対象にならない経費の例
謝礼金	<ul style="list-style-type: none"> 講師への謝礼 意思疎通支援事業者などへの謝礼 	<ul style="list-style-type: none"> 団体構成員への謝礼
移送費	<ul style="list-style-type: none"> 活動に参加する障がい者（団体構成員以外）の移送費 （上限500円/月まで） 	<ul style="list-style-type: none"> 団体構成員など主催者側の移送、交通費
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 事務用品、写真代など 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者への景品や記念品など 茶菓子や弁当、食材費
印刷費	<ul style="list-style-type: none"> チラシ、ポスター、冊子等の印刷費 	
通信費	<ul style="list-style-type: none"> 切手代、郵便、運送費 	<ul style="list-style-type: none"> 電話代 ガソリン代
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア保険料など 	<ul style="list-style-type: none"> 団体が所有する車両の保険料など
使用料	<ul style="list-style-type: none"> 会場使用料、機材等レンタル料 （上限2万円/年まで） 	<ul style="list-style-type: none"> 視察、研修、レクリエーション等のためのバス借上料等
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業の実施に使用する備品 	<ul style="list-style-type: none"> 個人所有となる備品

※人件費、家賃、光熱水費、食糧費、施設整備費、交通費やその他団体の維持・管理に係る経費は補助対象経費に含みません。

※補助金の交付については、令和8年度の予算の範囲内が限度となるため、申請団体が多数の場合は、補助金の交付額が減額となる可能性もあります。

※補助対象となる経費については必ず領収書原本（明細が分かるもの）を保管しておいてください。年度末の補助請求申請時に必要となります。



申請について

【申請受付期間】

令和8年6月1日(月)～令和8年9月30日(水)

※土・日・祝日を除く 午前8時30分から午後5時00分まで

ただし、9月1日(火)以降は

土・日・祝日を除く 午前9時00分から午後4時30分まで



【申請受付場所】

三木市障がい福祉課に必要書類をそろえて提出してください。

メールまたは郵送でも受付しています。

【申請書類】

- ・三木市自発的活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ・活動計画書(様式第2号)
- ・収支予算書(様式第3号)
- ・構成員名簿(様式第4号)
- ・会則その他団体の活動内容を確認できる書類(会則・活動のわかるチラシ)
- ・活動内容調書



◎申請から補助金交付までについて◎

(6月～9月)

①申請書の提出

・必要書類作成し、受付期間内に提出



(10月)

②補助対象の決定

・市において、申請書類の審査を行い、採否を決定、通知



(翌年3月中)

③活動報告書の提出

・活動終了後、速やかに所定の報告書類等必要事項を記入し、提出



④活動状況審査

・市において、活動情報報告書等の審査、補助金の額を確定し通知



⑤補助金の交付請求

・補助金交付請求書に必要事項を記入し、提出



⑥団体への補助金の交付

・市において、請求書受理後、支援金を指定口座へ振り込み

※市のホームページ等に団体名および活動内容等を開示しますのでご了承ください。

Q & A

Q1 申請期間を忘れていました。期間が過ぎてから、申請はできますか？

A1 申請期間が過ぎてからの受付はできません。期限に間に合うようにお願いします。
なお、対象となる活動期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの活動です。

Q2 団体に複数の活動をしています。活動毎で補助金の申請ができますか？

A2 申請は1団体に1種類のみとなります。

Q3 公的機関から委託を受けて活動していますが、自発的活動支援事業の補助金は受けられますか？

A3 委託を受けている活動については対象外となりますが、別の活動で自発的活動支援事業内での活動による申請は可能です。経費等の会計や活動内容は区別してください。

Q4 障がい者施設のイベントのボランティア活動は含まれますか？

A4 障がい者施設等が主催するイベントのボランティアや施設利用者のサービス利用中、特定の障がい者へのボランティア活動については対象外です。

Q5 ピアサポート活動とはどのような活動の事ですか？

A5 障がい者の集まりの当事者会や、その家族などの集まりの家族会が行う、お互いの悩みの共有や情報交換を行う交流会を指します。ただし、全国や県単位の同じ活動を行う上位団体・組織などに加入していない団体が対象となります。

Q6 社会活動とはどのような活動の事ですか？

A6 仲間と話し合い、自分たちの自立のための社会に働きかける活動として、障がい者等が社会に働きかけるような芸術・創作活動等も含まれます。

Q7 実績報告時の領収書の提出はコピーでもいいですか？

A7 団体名と内訳の記載がある領収書原本が必要となります。領収書のない経費は認められません。また、移送費については報告書様式の「移送費支出調書(自家用車)」を記入し、受領印を必ず押印し、報告時に添付してください。



※ 上記以外で団体の条件や活動内容、活動経費等について
疑義があればその都度、障がい福祉課に相談してください。